

取監第1号

平成21年4月1日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察被疑者取調べ適正化のための監督要綱の制定について（通達）

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）が本日施行された。

当県警察における被疑者取調べ適正化のための監督については、規則に定めるもののほか、別添「岐阜県警察被疑者取調べ適正化のための監督要綱」によることとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

岐阜県警察被疑者取調べ適正化のための監督要綱

第1 目的

この要綱は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めることにより、被疑者取調べの適正化に資することを目的とする。

第2 監督の対象となる取調べ

この要綱による監督の対象は、警察本部又は警察署の取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）において行われる被疑者又は被告人（以下単に「被疑者」という。）に対する取調べとする。

第3 定義等

- 1 規則第4条第1項に規定する取調べ監督業務担当課は、総務室総務課取調べ監督室（以下「取調べ監督室」という。）とする。
- 2 この要綱において、「事件担当課長」とは、警察本部にあつては監督の対象となる被疑者取調べに係る事件を担当する所属の警部以上の階級にある警察官、警察署にあつては監督の対象となる被疑者取調べに係る事件を担当する課長をいう。
- 3 この要綱において、「取調べ状況管理システム」とは、岐阜県警察情報管理システム（岐阜県警察における警察情報管理システム運用管理要綱（平成22年12月24日付け情第1045号）第1の2イの岐阜県警察情報管理システムをいう。）における被疑者取調べの適正化のための監督を目的として利用されるシステムをいう。

第4 取調べ監督官等の指名

1 取調べ監督官

規則第4条第1項に規定する取調べ監督官は次に定める者とする。

(1) 警察本部に置かれる取調べ室に係るもの

取調べ監督室の警部以上の階級にある警察官のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する者

(2) 警察署に置かれる取調べ室に係るもの

警務課長

2 取調べ監督補助官

規則第4条第3項に規定する取調べ監督官の職務を補助する者（以下「取調べ監督補助官」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 警察本部に置かれる取調べ室に係るもの

次に掲げる警察官のうちから、それぞれ本部長が指名する者とする。

ア 取調べ監督室の警部補の階級にある警察官

なお、指名を受けた者は、警察署における取調べ監督補助官を兼ねるものとする。

イ 各執行隊の企画を担当する警部補の階級にある警察官

(2) 警察署に置かれる取調べ室に係るもの

次に掲げる警察官のうちから、それぞれ警察署長（以下「署長」という。）が指名する者とする。

ア 警務課の警部補の階級にある警察官（留置管理担当を除く。）

イ 地域課の警部交番所長及び警部補の階級にある警察官

ウ 当直長（副当直長の配置のある警察署については、警部補以上の階級にある副当直長を含む。）

エ その他取調べ監督室長が署長と協議の上適任と認めた者

3 巡察官

規則第8条第1項に規定する巡察官は、取調べ監督室の警部以上の階級にある警察官のうちから本部長が指名する者とする。この場合において、本部長は取調べ監督官として指名した警察官を兼ねて指名することができる。

4 取調べ調査官

規則第10条第1項に規定する取調べ調査官は、取調べ監督室の警視の階級にある警察官のうちから本部長が指名する者とする。

第5 被疑者取調べ状況の確認

1 取調べ室の外部からの視認

取調べ室の外部からの視認により被疑者取調べ状況の確認を行うときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 視認設備がない場所においては、被疑者取調べを行う者（以下「取調べ官」という。）及び被疑者の言動その他の音を確認する等の方法により行うこと。

(2) 取調べ室の外部からの視認に当たっては、毎日同じ時間帯に実施することのないように努めること。

2 取調べ状況報告書の閲覧

取調べ状況報告書の閲覧により被疑者取調べ状況の確認を行うときは、取調べ状況管理システム（以下「システム」という。）によることができるものとする。

3 他の警察署等との連携

他の警察署等で捜査中の事件に係る被疑者取調べが自署の取調べ室で行われるときの取調べ状況の確認は、当該警察署等の取調べ監督官等と緊密に連絡しつつ、必要に応じて関係書類の写しの送付を受け、データを共有する等して行うものとする。

4 確認結果の記録

取調べ室の外部からの視認等により被疑者取調べ状況の確認を行った結果については、監督対象行為の有無にかかわらず、確認結果等記録簿（別記様式第1号）及びシステムにより記録しなければならない。

5 所属長への報告

被疑者取調べ状況の確認を行った結果、現に監督対象行為を認めたときは、その旨及びその内容並びに講じた措置を所属長（本部取調べ監督官が監督対象行為を認めたときは、総務室総務課長（以下「総務課長」という。））に報告しなければならない。

6 監督対象行為に該当するか判然としない場合の措置

被疑者取調べ状況の確認を行った結果、監督対象行為に該当するか判然としなかった場合において、事件担当課長又は捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）に所要の業務上の指導等を促すことが適当であると判断したときは、当該確認の結果を通知するとともに、その旨及びその内容を4に規定するところにより記録するものとする。

第6 苦情への対応

1 苦情処理の基本方針

被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、岐阜県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規程（平成13年岐阜県公安委員会規程第6号）又は岐阜県警察における苦情の取扱要領（平成13年5月1日付け監第136号）に定めるところにより適切に処理しなければならない。

2 苦情処理を担当する部門との連携

被疑者取調べを監督する部門は、苦情処理を担当する部門と緊密に連携しなければならない。

3 苦情の申出の報告等

- (1) 捜査員が被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは事件担当課長に、留置管理業務に従事する職員が苦情の申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が苦情の申出を受けたときはその上位の職にある警察職員に、速やかにその旨及びその内容を報告しなければならない。

- (2) (1)の報告を受けた警察職員は、速やかにその旨及びその内容を自所属に置かれる取調べ監督官に通知しなければならない。
- (3) (2)の通知を受けた取調べ監督官は、当該通知が自所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは総務課長に、自所属以外の所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは当該所属に置かれる取調べ監督官に、速やかにその旨及びその内容を報告しなければならない。

4 苦情処理を担当する所属における措置

苦情処理を担当する所属の長は、取調べ官からの聴取など事実関係の確認を行い、苦情の対象となった行為が監督対象行為に該当すると考えられるかなどについて意見を付し、所定の方式により本部長に報告するとともに、総務課長に通知するものとする。

第7 被疑者取調べの状況等の報告

規則第9条第1項に規定する報告は、システムによるものとする。

第8 他の都道府県警察との連携

- 1 事件担当課長又は捜査主任官は、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規定による被疑者取調べの共助連絡を行うとき、又は受けたときは、自所属の取調べ監督官及び取調べ監督室にその旨を連絡するものとする。
- 2 取調べ監督官は、他の都道府県警察が捜査中の事件に係る被疑者取調べの視認等を行ったときは、当該視認等の結果を取調べ監督室長に報告するものとする。
- 3 2の報告を受けた取調べ監督室長は、当該視認等の結果を当該都道府県警察本部の取調べ監督業務担当課に通知するものとする。

第9 その他

署長は、取調べ監督官又は取調べ監督補助官を指名したとき（当直長又は警部補以上の階級にある副当直長を取調べ監督官に指名したときを除く。）は、取調べ監督官等指名簿（別記様式第2号）により、本部長に報告するものとする。

附 則（平成21年4月1日付け取監第1号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月27日付け取監第660号）

この要綱は、平成22年12月27日から施行する。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日付け総第153号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日付け総第44号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

※別記様式省略